

令和4年監査公表第9号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和4年10月6日

半田市監査委員 西川 承

半田市監査委員 竹内 功治

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和4年8月12日付け、提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は次のとおりであり、同条第5項の規定に基づき通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■■丁目■■番地の■■
■■■■

2 請求書の提出

令和4年8月12日

3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく、請求の要旨は、以下のとおりである。

●令和4年8月12日付け、住民監査請求書（9枚）

（請求書は原文のとおり。資料は省略。）

地方自治法242条1項の規定に則り、以下の監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。

なお、本件についての陳述の機会を求めますが、現在の監査委員と同事務局職員による不正な監査職務を理由に、同委員と同職員について、現在所定の方法で罷免の申立てを提出中（書証1.～5.です。）ですので、現在の監査委員を相手に陳述するつもりは、全くありません。

1. 措置対象者

半田市長 久世孝宏です。
(市の不正監査を放置している。)

2. 請求の内容

過去 1 年間に半田市が久世孝宏に支給した市長報酬及び一時金の合計額の内、10% (1 割) を久世孝宏は、半田市に返金するよう求めます。(半田市が市長から取り返せ。)
そのように求める理由は、次頁以降に記述いたします。
(半田市長が本来すべき職務を行っていないためです。)

3. 請求の理由

(1) . 半田市監査委員と同事務局職員は、半田市民が提出した正当な住民監査請求書をことごとく故意に却下あるいは棄却することで、半田市の住民監査請求制度を有名無実にしており、半田市に損害を与えつづけています。

請求人は、このような半田市監査委員と同事務局職員による不正・違法な住民監査請求書に対する監査職務について、住民監査請求書を提出して改めていただくよう求めてきました。ところが、全く改めようとしないうばかりか、半田市の顧問弁護士と結託して、その不正監査を行いつづけています。市民が提出した住民監査請求書は、半田市監査委員から半田市長に通知することになっています(地方自治法 242 条の 3. より)。従って、半田市長は、上記の不正監査が行われている事実を把握しているはずであり、知っていなければいけません。以上の記述は、書証 2. を根拠にしています。

にもかかわらず半田市長は、半田市監査委員と同事務局職員による住民監査請求に対する不正監査職務について全く改めようとせず放置しつづけてきました。

(2) . 請求人は、令和 4 年 6 月 20 日以降、半田市長久世孝宏に対して、半田市監査委員と同事務局職員の罷免及び後任者の選任手続を実施していただくよう、次の申立てを提出してきました。

- i. 令和 4 年 6 月 20 日付け、「半田市監査委員と同事務局職員の解任及びその後任者選任手続実施について(申立て)」(書証 1.)
- ii. 令和 4 年 6 月 30 日付け、「半田市監査委員と同事務局職員の罷免及びその後任者の選任手続の実施について(申立て) 19 枚」(書証 2.)
- iii. 令和 4 年 7 月 4 日付け、「令和 4 年 6 月 30 日付け、半田市監査委員等の罷免等実施についての申立てへの補充書(3 枚)」(書証 3.)
- iv. 令和 4 年 7 月 20 日付け、「現市監査委員の後任者早期選任について(お願い)」(書証 4.)
- v. 令和 4 年 8 月 8 日付け、「現市監査委員二名の後任者至急選任について(再申立て)」(書証 5.)

上記の i. ~ v. の申立てを請求人から半田市長に提出をすることで、半田市の住民監査請求制度を正常化していただくようお願い出ていましたが、半田市長は、これまでと同様改善に向けて対応しようとしません。この状況は、現在も同一です。

(3) . 市監査委員が、次々と違法な監査職務を再開し始める。

現行の住民監査請求制度の不正・違法運用について、半田市長が改めようとせず放置しつづけていることを知った、半田市監査委員と同事務局職員は、再び次々と違法な監査職務を始めました。

その状況を、以下に記述します。

ア. 令和4年7月11日付け、住民監査請求書に対する不正。(書証. 7です。)

市監査委員事務局は、令和4年8月2日付けの「住民監査請求書に係る証拠の提出及び」陳述の機会に関する開催通知の受領について(通知)」と題する文書(書証8.)を同月3日にFAXで請求人あてに送信してきました。このFAX文書は、請求人が市監査委員あてに提出していた、令和4年7月11日付けの「住民監査請求書(5枚)」と題する文書(書証7.)について、請求人に証拠の提出と陳述の機会を与えることに関する市監査委員作成の開催通知書を市役所まで取りに来るよう請求人に通知してくれたものでした。

しかし、このFAXによる通知文は、次の不正・違法に該当します。

- ・不正その1：請求人が提出していた令和4年7月11日付けの住民監査請求書の請求の理由は、現任の市監査委員及び同事務局職員による住民監査請求書に対する故意による不正・違法な却下・棄却の監査をしつづけたことで、市に損害を与えたというものです。従って、この住民監査請求書の監査職務は、現在の市監査委員はこの職務から排斥されます。
- ・不正その2：前項の(1)と(2)で記述しているように、現任の市監査委員等が市民提出の住民監査請求書のことごとくを、故意に却下・棄却して住民監査請求制度を有名無実にして、市に損害を与えている事実を認識している半田市長は、そのような不正・違法状況を改めようとせず放置しつづけている。
この半田市長の職務怠慢を現任市監査委員が悪解釈することで不正・違法な監査職務を再開し始めました。

そこで請求人は、令和4年8月3日付けの「問い合わせ(回答お願い)」と題する文書(書証9.)を市監査委員事務局あてにFAX送信しました。

請求人が問い合わせをした内容は、次の通りです。

- ・質問1：本年6月2日付け、同13日付け、同16日付けで請求人が市監査委員に提出した3件の住民監査請求についての貴方での取扱い状況を回答下さい。
- ・質問2：令和4年7月11日付けで請求人が提出した住民監査請求書に対する証拠の提出及び陳述の機会の開催通知文は、誰が作成・発行しているのか、回答下さい。

請求人から書証9.で問い合わせをうけた市監査委員事務局は、令和4年8月8日付けの「問い合わせ(回答)」と題する文書(書証10.)で、請求人にFAXで送信して、次のように回答してきました。

- ・質問1.に対する回答：3件の住民監査請求書については、請求書受理日から60日以内に監査結果を報告します。
- ・質問2.に対する回答：現任の監査委員が発行していますと回答してきた。

市監査委員事務局から書証10.による回答書を受けた請求人は、令和4年8月8日付けの「令和4年8月8日付け、貴発信文書への回答書」と題する文書を作成して、同日同事務局あてにFAX送信を行った(書証12.より)。この請求人による回答内容は、次の通りです。

「回答1. 令和4年7月11日付け請求書の件。

現在の監査委員は、排斥されますので陳述行為自体が違法ですので実施を取り止めて下さい。」

上記の回答 1. の理由について、請求人は市監査委員事務局に、次のようにお伝えをしました。

- ・理由 1. 陳述行為を行うことについての法的根拠がないばかりでなく、公序良俗に反します。
- ・理由 2. 現監査委員が排斥されるのは常識であり、あたりまえです。あたりまえのことは、法律には、規定されないことになっています。

半田市長が現行の住民監査請求制度を改めようとせず、放置しつづけているため、現任の市監査委員が、このような違法を行うのです。

イ. 令和 4 年 6 月 2 日付け、住民監査請求書に対する不正。（書証 6. です。）

請求人は、市監査委員事務局に、令和 4 年 8 月 3 日付けの「問い合わせ（回答お願い）」と題する文書（書証 9.）を F A X 送信を行い、請求人が令和 4 年 6 月 2 日付けで同事務局に提出をした「住民監査請求書（3 枚）」と題する文書（書証 6.）の取扱いの状況を問い合わせしました。

すると同事務局は、令和 4 年 8 月 8 日付けの「住民監査請求に係る監査結果通知等の受領について（連絡）」と題する文書（書証 11.）を請求人に F A X で送信して、次の内容を通知してきました。

「令和 4 年 6 月 2 日付けで提出のあった「住民監査請求書（3 枚）」と題する文書についての監査結果通知等を半田市役所の事務局まで取りにくるようお願いします。」

この事務局からの連絡を受けた請求人は、令和 4 年 8 月 8 日付けの回答書（書証 12.）を同事務局に F A X 送信を行い、令和 4 年 6 月 2 日付けの住民監査請求書の監査を現行の監査委員が行った行為は、違法（現監査委員は監査職務から排斥されるので）であるので、監査報告を取り下げるよう伝えました。

そのように伝えた理由は、書証 6. の住民監査請求書の請求の理由が、現任の監査委員と同事務局職員が不正・違法な住民監査請求監査を行い市に損害を与えたとの内容であるからです（書証 12. より）。

前項ア. の不正と同様、半田市長が現行の住民監査請求制度を監査委員と同事務局職員が故意に不正運用して、市民が提出した住民監査請求書を、ことごとく却下・棄却してしまう、現任の市監査委員と同事務局員を罷免せずに放置しつづける怠慢により、半田市に損害を与えている事実は、明らかです。

(4). 半田市役所全体が犯罪組織化されている。

半田市役所全体が犯罪組織化されている事実については、今回の住民監査請求書の書証として提出している次の各文書に記述している通りです。

◎書証 2.（令和 4 年 6 月 30 日付けの申立て文書の次の頁）

「3. 半田市役所が犯罪組織化されている事実への対応状況」

（書証 2. の 8 頁です。）

「4. 半田市役所の犯罪組織化に接した発端」

（書証 2. の 9～10 頁です。）

「第 3. 申立人に半田市役所が刑事事件を捏造した手口」

（書証 2. の 11～17 頁です。）

◎書証 3.（令和 4 年 7 月 4 日付け、書証 2. への補充書（3 枚））

◎書証 13.（令和 4 年 4 月 15 日付け、久世市長告発嘆願書に添付している、次の資料に記

述しています。)

- ・資料 2. 「前半田市長及び半田市役所幹部職員が久世候補を半田市長に選出させる必要性 (3 枚)」と題する文書の全頁です。

そして、半田市監査委員及び同事務局職員による、市民提出の住民監査請求書に対する不正・違法な監査職務は、半田市役所が犯罪組織化されている一要因になっているのです。

現半田市長 久世孝宏は、現任の不良監査委員及び同事務局の不良職員を放置する怠慢によって、市に損害を与えています。

以上のような理由で、「2. 請求の内容」の措置を求めるものです。

4. 提出する書証 (以下の 16 書証です。)

- ・書証 1. 令和 4 年 6 月 20 日付け、請求人作成、半田市長あて
「半田市監査委員と同事務局職員の解任及びその後任者選任手続実施について (申立て)」
- ・書証 2. 令和 4 年 6 月 30 日付け、請求人作成、半田市長他あて
「半田市監査委員と同事務局職員の罷免及びその後任者の選任手続の実施について (申立て) 19 枚」
- ・書証 3. 令和 4 年 7 月 4 日付け、請求人作成、半田市長他あて
「令和 4 年 6 月 30 日付け、半田市監査委員等の罷免等の実施についての申立てへの補充書 (3 枚)」
- ・書証 4. 令和 4 年 7 月 20 日付け、請求人作成、半田市長他あて。
「現市監査委員の後任者早期選任について (お願い)」
- ・書証 5. 令和 4 年 8 月 8 日付け、請求人作成、半田市長他あて。
「現市監査委員二名の後任者至急選任について (再申立て)」
- ・書証 6. 令和 4 年 6 月 2 日付け、請求人作成、市監査委員あて
「住民監査請求書 (3 枚)」
- ・書証 7. 令和 4 年 7 月 11 日付け、請求人作成、市監査委員あて
「住民監査請求書 (5 枚)」
(次頁に、つづく)
- ・書証 8. 令和 4 年 8 月 2 日付け、市監査委員事務局作成、請求人あて
「住民監査請求 (令和 4 年 7 月 11 日付け提出分) に係る証拠の提出及び陳述の機会に関する開催通知の受領について (通知)」
- ・書証 9. 令和 4 年 8 月 3 日付け、請求人作成、市監査委員事務局あて。
「問い合わせ (回答お願い)」
- ・書証 10. 令和 4 年 8 月 8 日付け、市監査委員事務局作成、請求人あて。
「問い合わせについて (回答)」
- ・書証 11. 令和 4 年 8 月 8 日付け、市監査委員事務局作成、請求人あて。
「住民監査請求に係る監査結果通知等の受領について (連絡)」
- ・書証 12. 令和 4 年 8 月 8 日付け、請求人作成、市監査委員事務局あて。
「令和 4 年 8 月 8 日付け、貴発信文書への回答書」
- ・書証 13. 令和 4 年 4 月 15 日付け、請求人作成、市選挙管理委員会あて。
「久世孝宏による半田市長選挙における告示前選挙運動に対する告発状提出に関する嘆願書

(5枚)」(資料1.～3.を添付します。)

- ・書証 14. 令和4年5月24日付け、請求人作成、市選管委員各位あて。
「嘆願人からお伝えする事項について(2枚)」
- ・書証 15. 令和4年6月20日付け、請求人作成、市選挙管理委員会あて。
「昨年の半田市長選における告示前に三連ポスターを市内不特定多数場所への掲示が選挙運動である理由について」
- ・書証 16. 全国市区選挙管理委員会連合会 編
「候補者・運動員必携 地方選挙早わかり」

以上.

第2 監査の請求

令和4年8月12日に提出された住民監査請求書(9枚)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項及び第2項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、同月16日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知した。

なお、「3. 請求の理由」において、以下を始めとして、記載誤りが散見される。

〈誤〉・質問1. に対する回答：3件の住民監査請求書については、請求書受理日から60日以内に監査結果を報告します。

〈正〉・質問1. に対する回答：地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第6項に基づき、請求のあった日(請求書受理日)から60日以内に監査及び勧告を報告します。

〈誤〉・質問2. に対する回答：現任の監査委員が発行していますと回答してきた。

〈正〉・質問2. に対する回答：開催通知は、監査委員事務局が原案を作成し、監査委員までの決裁後、監査委員名にて、通知しています。

なお、詳細につきましては、令和4年8月2日付け、4半監第98号-8「住民監査請求に関する証拠の提出及び陳述の機会について(通知)」を受領の上、ご確認ください。

ただし、いずれの記載誤りについて、監査の結果に影響を及ぼさないことから、請求人に対して補正を求めている。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、令和4年8月24日に証拠の提出及び陳述の機会を与える旨を通知したが、請求人は、同年8月19日に同通知の受取を拒否した。

令和4年8月24日に、監査委員は、同項に基づく、証拠の提出及び陳述の機会に備えて待機していたが、請求人が来庁せず、証拠の提出及び陳述の機会を放棄した。

また、後述、別紙のとおり、令和4年9月8日付け住民監査請求補充書(4枚)の提出があり、同月9日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知した。

2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（9枚）」の「請求の内容」欄は、「過去1年間に半田市が久世孝宏に支給した市長報酬及び一時金の合計額の内、10%（1割）を久世孝宏は、半田市に返金するよう求めます。（半田市が市長から取り返せ。）」と記載されている。

したがって、過去1年間（令和3年8月12日から令和4年8月11日まで）の半田市長の報酬及び一時金について、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

3 関係書類の提出

監査対象部局である企画部秘書課、企画部人事課及び監査委員事務局から提出された関係資料等の要旨は、次のとおりである。

(1) 市長に関すること

- ① 市長の権限は、法第147条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第147条〔長の統括代表権〕

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統括し、これを代表する。

- ② 市長の担当事務は、法第149条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第149条〔担当事務〕

普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 二 予算を調整し、及びこれを執行すること。
- 三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すこと。
- 五 会計を監督すること。
- 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- 八 証書及び公文書類を保管すること。
- 九 前号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

- ③ 市長の事務の委任等は、法第153条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第153条〔長の事務の委任及び臨時代理〕

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。

- ④ 市長の報酬は、半田市特別職員の給与に関する条例（昭和29年3月30日条例第11号）に基づき、以下のとおり、定められている。

法第3条

特別職員の給料は、次のとおりとする。

- 一 市長 月額 106万1千円
- 二～三 ※省略

- ⑤ 市長の報酬の妥当性は、半田市特別職等審議会条例（昭和 42 年 9 月 25 日条例 19 号）に基づき、毎年、審議会を開催し、国の人事院勧告の数値を参考として、特別職の報酬額を審議している。
- ⑥ 過去 1 年間（令和 3 年 8 月 12 日から令和 4 年 8 月 11 日まで）に、支払われた若しくは支払われる報酬金額は、以下のとおりである。
- ・給 料：令和 3 年 8 月～令和 4 年 8 月 月額 1,061,000 円
 - ・期末手当：令和 3 年 12 月 2,061,523 円、令和 4 年 6 月 2,376,905 円

(2) 監査委員に関すること

- ① 監査委員の選任等は、法第 196 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 196 条〔選任及び兼務の禁止〕

監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2～5 ※省略

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第 2 項の政令で定める市にあっては 2 人又は 1 人、その他の市及び町村にあっては 1 人とする。

- ② 監査委員の設置及び定数は、法第 195 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 195 条〔監査委員の設置及び定数〕

普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては 4 人とし、その他の市及び町村にあっては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

- ③ 監査委員の任期は、法第 197 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 197 条〔任期〕

識見を有する者のうちから選任される者にあっては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

- ④ 監査委員の罷免は、法第 197 条の 2 に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 197 条の 2〔罷免〕

普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

2 監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

- ⑤ 監査委員の職務権限は、以下のとおり、法定主義により制限列举し、その範囲が定められている。

〔監査〕

- ・定例監査（法第 199 条第 4 項）
- ・随時監査（法第 199 条第 5 項）

- ・行政監査（法第199条第2項）
- ・補助金等財政的援助団体等の監査（法第199条第7項）
- ・公金の収納等に関する指定金融機関等の監査（法第235条の2第2項又は地方公営企業法（以下「公企法」という。）第27条の2第1項）
- ・一定数の連署に基づく選挙人の事務監査請求（法第75条）
- ・議会の要求監査（法第98条第2項）
- ・議会から送付を受けた請願の措置（法第125条）
- ・市長の要求監査（法第199条第6項）
- ・住民の請求による監査（法第242条）
- ・職員の賠償責任に関する監査等（法第243条の2第3項又は公企法第34条）

〔検査〕

- ・現金出納検査（法第235条の2第1項）

〔審査〕

- ・決算審査（法第233条第2項又は公企法第30条第2項）
- ・基金運用状況審査（法第241条第5項）
- ・健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項又は第22条第1項）

- ⑥ 監査委員の除斥は、法第199条の2に基づき、以下のとおり、定められている。

法第199条の2〔監査執行上の排斥〕

監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

- (3) 住民監査に係る業務等に関すること

- ① 請求書が提出された場合の対応は、法第242条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 242 条〔住民監査請求〕

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 ※省略

5 第 1 項の規定による請求があった場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

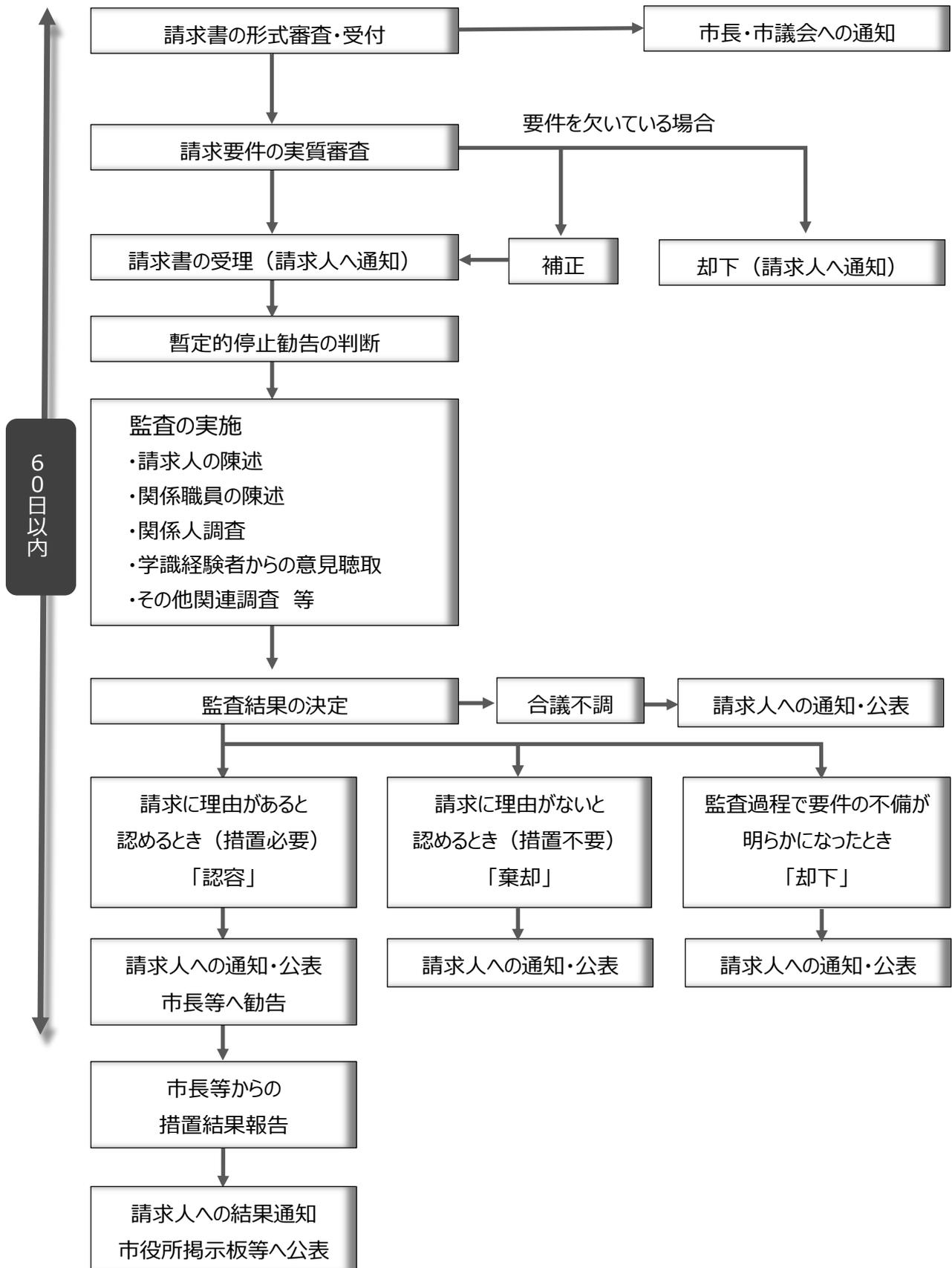
6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第 1 項の規定による請求があった日から 60 日以内に行わなければならない。

7 監査委員は、第 5 項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

8～11 ※省略

なお、詳細については、以下の「住民請求の流れ（概要）」のとおりである。

住民監査請求の流れ（概要）



- ② 住民監査請求において、留保等の制度は、存在しない。
- ③ 請求の結果（種類）は、基本的に、以下のとおり、3種類となる。

- ・却下：住民監査請求が請求要件を満たしていない場合。
- ・棄却：住民監査請求の請求に理由がないと認める場合。
- ・勧告：住民監査請求の請求に理由があると認める場合。

なお、棄却の場合において、法第 199 条第 10 項に基づき、以下のとおり、付言、付帯意見及び要望等を示す例がある。

- ・将来の発生が予測される類似の財務会計行為は異なる措置をとるべきであること。
- ・請求事項に関わる制度を見直すこと。
- ・記録の整備等の行政実務の改善を図ること。等

第 4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

1 市長の権限及び担当事務について

権限は、法第 147 条の規定に基づき、当該普通地方公共団体を統括し、これを代表するとされている。また、担当事務は、先述の「第 3 第 3 項（1）②」で記載のとおり、法第 149 条の規定に基づき、普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出することをはじめとして、範囲が定められており、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負っている。

2 市長の報酬について

報酬は、半田市特別職員の給与に関する条例（昭和 29 年 3 月 30 日条例第 11 号）第 3 条第 1 項第 1 号に基づき、支払われている。

3 市長の報酬の妥当性について

半田市特別職等審議会条例（昭和 42 年 9 月 25 日条例 19 号）に基づき、毎年、審議会を開催し、国の人事院勧告の数値を参考として、特別職の報酬額を審議している。

4 監査委員の設置、選任及び任期等について

法第 195 条第 1 項の規定に基づき、普通地方公共団体に監査委員の設置が義務付けられ、法 195 条第 2 項の規定に基づき、都道府県及び政令で定める市以外のその他の市及び町村にあっては 2 人とするとされている。また、法第 196 条第 1 項の規定に基づき、選任に関することが定められ、法第 197 条の規定に基づき、選任された委員のうち、識見を有する者のうちから選任される者にあっては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期によるとされている。

5 監査委員の罷免について

法第 197 条の 2 の規定により、監査委員が心身の故障があるため職務の執行に堪えないと認めるとき等は、議会の同意を得て、罷免することができる。また、監査委員は、その意に反して罷免されることがないとされている。

6 監査委員の職務について

先述の「第 3 第 3 項（2）⑤」で記載のとおり、法、公企法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査、検査、審査の実施に関する範囲が定められており、公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を執行することとなっている。

7 住民監査に係る業務について

先述の「第 3 第 3 項（3）①」で記載のとおり、法第 242 条の規定に基づき、事務を執行して

いる。

8 住民監査請求の留保等の措置について

住民監査請求において、留保等の制度は、存在しない。

9 令和4年9月8日付け住民監査請求補充書（4枚）の取扱いについて

令和4年9月8日付けで提出された住民監査請求補充書（4枚）の記載内容及び書証は、事実と相違なく、一連の経過が記述されていることを確認した。現在、令和4年8月22日付けで住民監査請求書（6枚）が提出され、所定の要件を具備しているものと認め、同月26日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知している。

第5 判断

違法又は不当な公金の支出との主張について

- 1 法第242条〔住民監査請求〕第1項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

この点、請求の理由に記載されているそれぞれの監査委員は、住民監査請求において、監査委員として、不正不偏の態度を保持し、法第242条第7項に基づく証拠の提出及び陳述の機会を与え、執行機関からの監査資料の提出、同条第8項に基づく執行機関の陳述の聴取を実施し、入手した証拠に基づき意見等を形成している。そして、同条第4項による勧告、同条第5項による監査及び勧告並びに同条第10項による意見についての決定に関しては、同条第11項において、「監査委員の合議によるものとする。」と規定されているところ、これらの決定は、いずれも監査委員の合議（法第199条の2の規定に基づく、監査執行上の除斥を適用している住民監査請求も含まれる。）により、判断されている。

- 2 半田市監査委員は、先述「第3第3項（1）⑤」で記載のとおり、監査のみならず、検査及び審査を実施する職務も担っている。そして、実施した監査・検査・審査及び打合せ等には、欠席することなく勤務しているとともに、職務の執行に当たり、法を遵守し、提出された住民監査請求を処理し、監査委員の命に基づき、監査委員事務局の職員が事務を処理している。
- 3 請求の理由に記載されている監査委員の罷免については、法第197条の2第1項に基づき、「監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。」と規定されているところ、先述の監査委員は、サービスを遵守するとともに、職務の執行に専念することから、監査委員の罷免に至る正当な根拠が見当たらない。
- 4 また、同条第2項に基づき、「前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。」と規定されており、監査委員から、法第198条に基づく、退職の届出を受理していない。
- 5 先述のとおり、各種法令を遵守するとともに、公正不偏の態度を維持し、正当な注意を払って職務

を執行している現行監査委員（２名）の罷免及び監査委員の命により、事務を処理している監査委員事務局の職員の後任者の選任は、市長として、法第 197 条の 2 の規定に基づく、罷免等を適用する正当な根拠がなく、違法性及び不当性は認められない。従って、「半田市特別職員の給与に関する条例（昭和 29 年 3 月 30 日条例第 11 号）」第 3 条に基づく、報酬等を支給することは、当然のことである。報酬等は、「半田市職員の給与に関する条例」及び「半田市会計管理者事務決裁規程（平成 20 年 3 月 28 日訓令第 5 号）」に基づき、適正に手続きが行われている。

上記の理由から、市長の報酬等の支払いに関して、「違法又は不当な公金の支出」に該当せず、半田市に損害が発生している事実は、認められない。

第 6 結果

本住民監査請求については、法第 242 条第 11 項の規定に基づき、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、いずれも棄却する。

以上

●令和4年9月8日付け、住民監査請求補充書（4枚）

（請求書は原文のとおり。資料は省略。）

地方自治法 242 条の規定に則って、令和4年8月12日付け「住民監査請求書（9枚）」と題する文書に以下の内容を補充いたします。今回補充書を提出することについては、監査委員事務局と請求人との間でやり取りした令和4年8月19日付けの文書である書証 17. と書証 18. に基いています。

1. 請求の理由への補充

半田市長は、不正・不当・違法な住民監査請求監査を恒常的に行う現任の監査委員（新川と竹内）及び同事務局職員（斎藤と佐藤）に対して、何の改善措置をとらず放置しつづけていることが原因して、請求人が提出していた次の住民監査請求書について、法に定める期限内に監査結果を作成しなかったという失態を侵してしまいました。

「令和4年6月16日付け住民監査請求書（7枚）であり、この請求内容は、地域振興券政策により半田市に損害を与えた695万円を、半田市長と同副市長が弁償（市に返金）するよう求めたものです。」

現監査委員と同事務局職員が、このような失態を侵すに至った経緯とその原因について、以下にて、記述します。

(1) 期限内に監査結果を作成しなかった経緯

請求人が提出していた令和4年6月16日付け住民監査請求書（7枚）についての監査に対して、請求人と監査委員（含、同事務局職員）との間で、その監査結果の作成日に関して、次のように確認をしていました。

- ア. 令和4年8月3日に請求人が文書で事務局に取扱い状況を問い合わせる。
- イ. 令和4年8月8日に事務局が請求人に文書で、法に定める請求のあった日は、請求書受理日（6月21日）であるとし、その日から60日以内に監査及び勧告を行う旨を伝えてきた。
- ウ. 上記の経緯から、市監査委員は、監査結果の通知を、次の日までには請求人に行う必要があります。
 - i. 請求のあった日から60日以内に通知するとの法規定から。
請求のあった日は6月16日ですので、60日以内の日は、8月14日までに通知する必要があります。
 - ii. 事務局が主張する請求のあった日を請求書受理日（6月21日）とした場合であっても、8月19日までに通知しなければいけません。
- エ. 令和4年8月19日に請求人が事務局に電話で監査結果日になっていると問題提起しました。すると事務局は、8月25日に監査結果を請求人に通知すると答えるのです。（60日以内のルール違反です。）

以上のア. ～エ. の記述は、書証 19. （令和4年8月22日付け、請求人提出の住民監査請求書（6枚）の（4）. と（5）. （3～4頁）の各項に記述している内容を引用しました。

(2) . 60日以内ルール違反に対する問題提起と、その結果

監査委員（含、事務局職員）による前項（１）のルール違反に対し、請求人は、次の問題提起を文書で行いました。

- ア. 令和４年８月２２日付け、住民監査請求書（６枚）を作成して、監査委員と同事務局職員の報酬、給与・一時金分を半田市長が取り返して、市に返納するよう求めた（書証 19.）。
- イ. 令和４年８月２５日付け、確認書を作成して、監査委員に、地域振興券政策の失政に伴う市の損失額 695 百万円を市長と副市長が市に弁償することを両者が認めたものと判断する旨を文書で伝えた（書証 20.）。
- ウ. 監査委員事務局が請求人に監査結果を取りにくるよう、８／２５に、文書で通知・連絡してくる（書証 21.）。
- エ. 請求人は、監査委員あてに、令和４年８月２９日付けの申立書を作成して、上記ウ. の監査結果は、法に定められた文書ではない旨を伝え、無効の申立と取り下げ申立を行った（書証 22.）。
- オ. 上記のエ. の申立に対し、監査委員が請求人に監査結果を取り下げる旨を文書で回答してきた。あわせて、令和４年６月１６日付け住民監査請求書（７枚）の「監査を行なわなかった。」とする旨も文書で伝えてきた。（書証 23. より）

（３）. 半田市監査委員と同事務局職員は、過去に例がない失態を侵すことになった要因。

市民が半田市の損失を少しでも減らそうと、真剣に考えて住民監査請求書を提出しているものを、市長以下の市職員と市監査委員（含、事務局職員）は、不平市民のガス抜き制度であると考えている。そうであれば、本制度を止めるべきです。

2. 提出する書証（書証 17. ～23. です。）

- ・書証 17. 令和４年８月 19 日付け、監査委員事務局作成、請求人あて、「住民監査請求に関する証拠の提出及び陳述の機会に伴う通知について（連絡）」
- ・書証 18. 令和４年８月 19 日付け、請求人作成、監査委員事務局あて、「令和４年８月 19 日貴発信文書への回答書」
- ・書証 19. 令和４年８月 22 日付け、請求人作成、監査委員あて、「住民監査請求書（６枚）」
- ・書証 20. 令和４年８月 25 日付け、請求人作成、監査委員あて、「確認書」
- ・書証 21. 令和４年８月 25 日付け、監査委員事務局作成、請求人あて、「住民監査請求に係る監査結果通知について（連絡）」
- ・書証 22. 令和４年８月 29 日付け、請求人作成、監査委員あて、「４半監第 85 号－８の文書番号の住民監査請求に係る監査結果の通知について、無効申立兼取り下げ申立書（２枚）」
- ・書証 23. 令和４年８月 31 日付け、監査委員作成、請求人あて、「令和４年８月 29 日付け「４半監第 85 号－８の文書番号の住民監査請求に係る監査結果の通知について、無効申立兼取り下げ申立書（２枚）」に対する回答について」

以上.